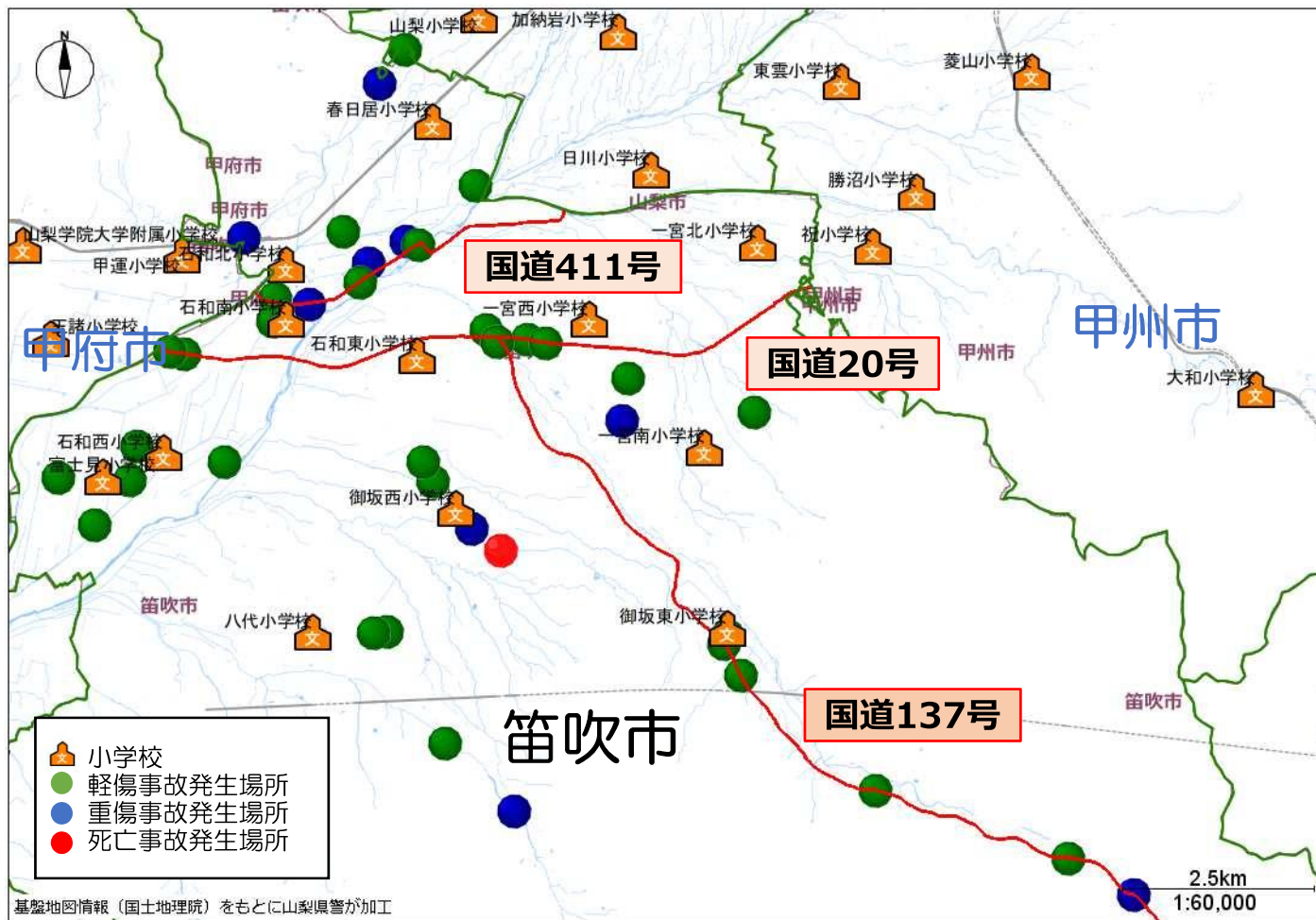


笛吹警察署速度取締り指針

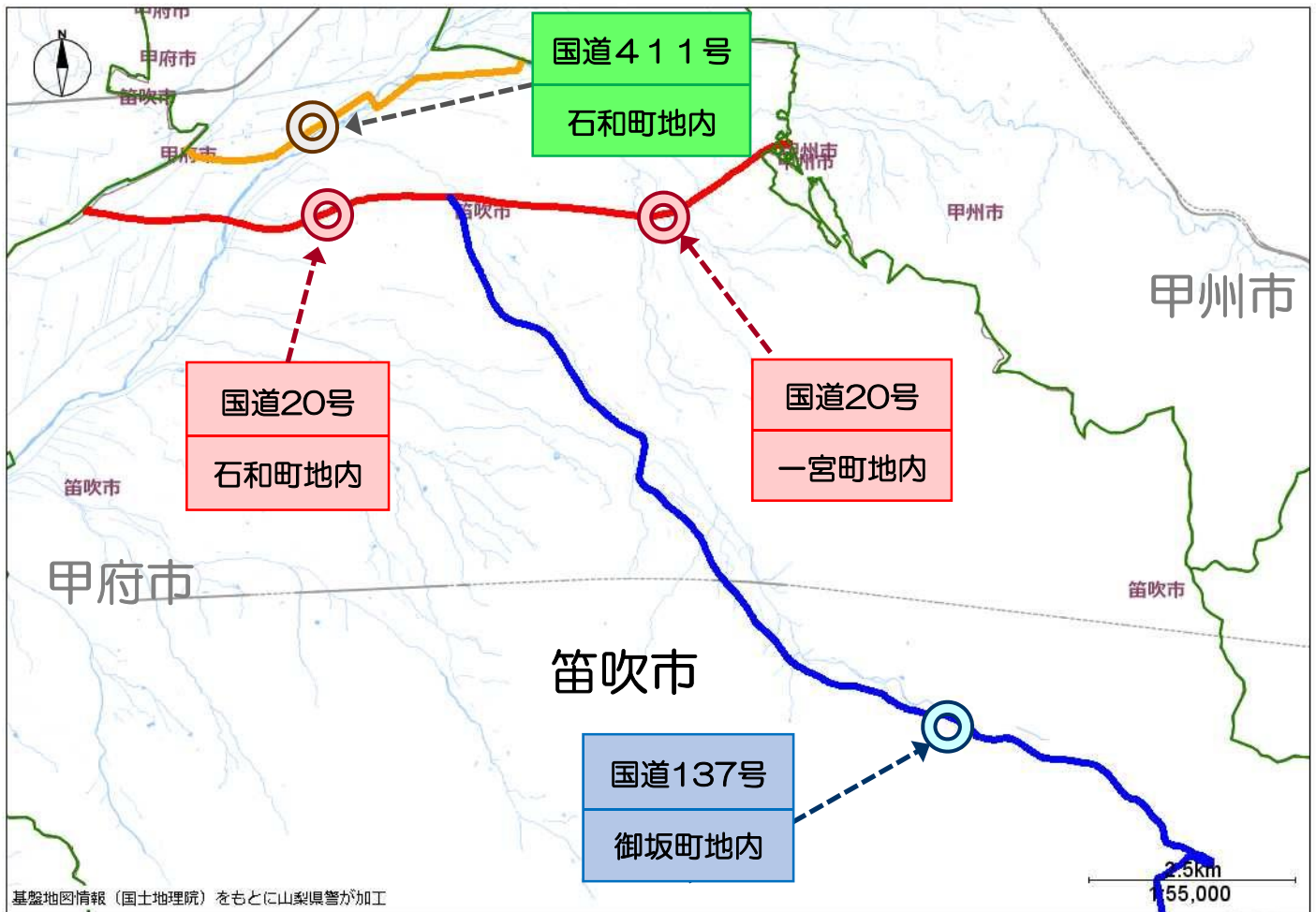
規制速度を超過した人身交通事故発生状況(R2.8～R7.8)



速度取締り重点路線、時間帯、地区

重点路線	重点時間帯	重点地区	規制速度
国道20号	10:00～14:00 16:00～20:00	笛吹市石和町地内 笛吹市一宮町地内	60km/h
◎ 規制速度を超過した人身交通事故（R2.8～R7.8）4件 ・ 令和2年8月以降、笛吹警察署管内の国道20号で規制速度を超過した死亡事故は発生していません。 ・ 直線の多い片側2車線区間でスピードが出やすく、また、交通量が多いため、少しの油断が交通事故につながります。			
国道137号	7:00～14:00 16:00～20:00	笛吹市御坂町地内	50km/h 60km/h
◎ 規制速度を超過した人身交通事故（R2.8～R7.8）6件 【重傷事故 1件】 ・ 令和4年10月16日午後5時40分頃、笛吹市御坂町地内において、正面衝突による重傷事故が発生しています。 ・ 2車線区間や長い下り坂があるためスピードが出やすく、カーブが多いため対向車線にはみ出す交通事故が発生しています。 また、冬季は路面が凍結するため、スリップによる交通事故につながります。			
国道411号	6:00～12:00 14:00～20:00	笛吹市石和町地内	40km/h
◎ 規制速度を超過した人身交通事故（R2.8～R7.8）4件 【重傷事故 1件】 ・ 令和4年1月17日午前6時頃に笛吹市石和町市部地内において、自動車同士が衝突した重傷事故が発生しています。 ・ 道幅が広く、住宅や商業施設が密集し、交通量が多いため、速度の出し過ぎが交通事故につながります。			

速度取締り重点路線、地区



- 重点路線、重点地区では、速度違反取締りのほか、信号無視等の交差点関連違反、横断歩行者妨害、シートベルト装着義務違反、運転中の携帯電話使用違反、通行禁止違反等の取締りを強化します。
※シートベルト着用は、交通事故発生時の被害軽減が見込めます。
- 重点路線、重点地区以外の場所、重点時間帯以外の時間帯であっても速度取締りを実施します。

その他の速度を抑制する活動

- 国道等の主要幹線道路の他、県道・市道等はパトカーによる『赤色灯を点灯した駐留警戒』『赤色灯を点灯しての警戒走行（レッド走行）』を行っています。
- 管内小・中学校の通学路において、通行車両の速度を抑制させるための見せる活動として『通学路のパトロール』『交通指導取締り』『街頭指導』を行っています。

レッド走行状況



通学路の指導状況



可搬式オービスによる速度取締り

